

政令第 号

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十二号）附則第

一条の規定に基づき、この政令を制定する。

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十五年八月三十日とする。

## 理 由

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。